

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236

音声ガイダンスを 利用した架空請求に 気をつけて



携帯電話に着信があったので、かけ直すと「動画コンテンツに登録し料金を滞納している。支払わなければ民事訴訟を起こす」という音声ガイダンスが流れた。「料金を知りたい方は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので「2」を押したところ、電話が繋がりにくくなり名前を聞かれた。そこで、先方の名前を尋ねたら電話を切られた。電話の内容に心当たりがない

(70歳代 男性)

【アドバイス】

● 非通知や見知らぬ電話番号に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。

● 「訴訟を起こす」などと言われ不安になっても、決して金銭の要求に応じたりはいけません。覚えのない請求は無視しましょう。

● 他にも、音声ガイダンスを使って、公共機関名をかいたり、給付金等の支給などといった個人情報取得しようとする手口もあります。疑問や不安を感じたとき、相手には連絡せず、まずお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。(消費者ホットライン188)。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報242号」より)

2次募集

商業者連携 チャレンジ事業

問い合わせ 産業振興課 ☎ 592131

商業者グループが市内の商業課題を解決するために企画、実施する事業に助成金を交付します。

申請対象

市内の店舗で事業を営む商業者3人以上で構成する熱意あるグループ(法人格を有する団体を除く)

対象事業

- ① 市内で新たに取り組む次の事業で、平成30年3月23日までに事業が完了し、実績報告を提出できるもの
- ② 地域資源を活用した新商品(新名物)開発
- ③ 商業活性化イベント
- ④ 後継者育成事業
- ⑤ 創業(起業)支援事業
- ⑥ 講演会・シンポジウム
- ⑦ 空き店舗対策
- ⑧ ふるさと納税の返礼品
- ⑨ 観光振興など

助成金額

1グループ 上限25万円

対象数

3グループ程度

対象経費(ソフト事業経費)

謝礼、交通費、機材・資材・書籍などの購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、消耗品費、使用料・賃借料など

手続きの流れ

- ① 申請書提出
- ② 事業審査
- ③ 決定
- ④ 事業の実施
- ⑤ 実績報告書の提出

審査方法

必要性・目標設定・公益性・実現性・継続性・独創性・波及性・発展性を審査します。なお、審査基準に満たない事業は、不採択とします。また、助成金の申請額の総額が予算額を超える場合は、審査点数が高い事業を優先します。

申し込み

9月15日(金)までに、申請書に係る書類を添えて産業振興課へ。

※ 申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。